



関係各位

2020年9月7日

2020年8月28日付 消費者庁発表「ウイルスシャットアウトと称する商品の表示に対する  
景品表示法に基づく措置命令」への対応について

一般社団法人 日本二酸化塩素工業会（会長：柴田 高、以下「二酸化塩素工業会」とする。）は、消費者庁より2020年8月28日付にて発表された「ウイルスシャットアウトと称する商品の表示に対する景品表示法に基づく措置命令」について、以下通り皆様にお知らせ申し上げます。

このたび、消費者庁より2020年8月28日付にて発表された「ウイルスシャットアウトと称する商品の表示に対する景品表示法に基づく措置命令」に該当する販売事業者、対象となっている製品については、「二酸化塩素工業会」の加盟企業・製品では無い事をお知らせ致します。

私ども「二酸化塩素工業会」では、2014年7月11日には二酸化塩素製品（ガス製品）に関する広告自主基準、2015年10月16日には二酸化塩素製品（液体製品）に関する広告自主基準を設けており、その内容は、一般消費者が製品を理解し、安全にご使用頂けるよう、薬機法、景品表示法等の関連諸法規を遵守した広告を作成する上での表示方法に関わる自主基準となっております。今回の消費者庁から措置命令については「二酸化塩素工業会」加盟企業・加盟企業製品に関わるものではございませんが、改めて、「二酸化塩素工業会」加盟各社に対し、広告自主基準の遵守と周知徹底をお願い致しました。

「二酸化塩素工業会」は、これからも二酸化塩素製品の正しい普及、品質の向上及び製品技術等の進歩・改善を図ると共に業界の健全な発展を目指し、厚生労働省、経済産業省、消費者庁、国民生活センターのご指導を仰ぎながら『安心かつ快適な生活空間を創る』という環境関連の市場構築を目指してまいります。

以上

<本件内容、及び、本工業会に関する問い合わせ先>

一般社団法人 日本二酸化塩素工業会事務局 担当 橋本

TEL : 03-3358-1947 FAX : 03-3358-1954

(受付時間：祝日を除く月曜～金曜 9:00～17:00)